

報告事項 3 都市計画審議会における現地調査のあり方について

1. 経緯

昨年 11 月の第 170 回藤沢市都市計画審議会におきまして、委員より、議案を調査審議するにあたっての現地調査の必要性についてご意見がありました。

事務局としても、現地を見ていただいたほうがいい議案があるというのも事実ですので、どういった議案のときに現地を見ていただくのか、その判断をどうするのかについて検討を行いました。

2. 検討結果

- ① 事務局として、現地を見ないと審議が難しい議案や、重要な議案について、現地調査の必要があると判断したときは、会長と事前調整を行った上で、現地調査を実施する。なお、現地調査は都市計画審議会として開催する。
- ② 委員から、議案を調査審議するにあたり現地調査すべきとの意見があった場合に、会長が現地調査の必要があると認めたときは、現地調査を実施する。なお、現地調査は都市計画審議会として開催する。

ただ、すべての議案について現地調査を行うというのは時間の都合上困難ですので、現地調査を行わなくても現地の状況が把握できるよう、写真やアニメーション、場合によっては動画を活用するなど、できるかぎりわかりやすい資料の作成に努めてまいります。

以上